

PHaMCS株式会社 行動計画

職員が、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、多様な働き方の整備により、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年11月25日～令和12年10月24日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業制度や休業に基づく給付金等の制度の周知、情報提供を行い、男女問わず職員の育児休業取得を促進する。

<対策>

- 令和7年11月～ 制度に関する概要等を職員に配布し周知する。

目標2：令和12年6月までに、全職員が年次有給休暇を年間付与日数の80%以上を取得できるようにする。

<対策>

- 令和7年 12月～

- ・年次有給休暇の取得状況を確認し、計画的な取得方法を検討する。
- ・計画的な取得を実行するため人員体制（勤務シフト）等の見直しを協議する。
- ・年間の取得状況を確認し、更なる取得促進のための検討、取組を行う。